

第23回総会議事録

(令和4年5月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第23回総会 議事録																								
日 時	令和4年5月25日（水曜日）14時00分～16時40分																							
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A・B																							
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 25名 （農業委員14名・農地利用最適化推進委員11名） 欠席農業委員数 0名（別添出欠状況表のとおり）																							
開催形態	公開（傍聴者 0名）																							
議 題	1 議案																							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1号議案</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</td> </tr> <tr> <td>第2号案件</td> <td>農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>農地法第5条の規定の基づく許可申請に対する意思決定について</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</td> </tr> <tr> <td>第5号議案</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明について</td> </tr> <tr> <td>第6号議案</td> <td>相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</td> </tr> <tr> <td>第7号議案</td> <td>相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</td> </tr> <tr> <td>第8号議案</td> <td>農地造成工事の承認について</td> </tr> <tr> <td>第9号議案</td> <td>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</td> </tr> <tr> <td>第10号議案</td> <td>令和4年度生産緑地追加指定申出地区の農地等への該当について</td> </tr> <tr> <td>第11号議案</td> <td>農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について</td> </tr> <tr> <td>第12号議案</td> <td>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</td> </tr> </tbody> </table>	第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について	第2号案件	農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について	第3号議案	農地法第5条の規定の基づく許可申請に対する意思決定について	第4号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について	第5号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	第6号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について	第7号議案	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	第8号議案	農地造成工事の承認について	第9号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	第10号議案	令和4年度生産緑地追加指定申出地区の農地等への該当について	第11号議案	農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について	第12号議案
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について																							
第2号案件	農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について																							
第3号議案	農地法第5条の規定の基づく許可申請に対する意思決定について																							
第4号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について																							
第5号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明について																							
第6号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について																							
第7号議案	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について																							
第8号議案	農地造成工事の承認について																							
第9号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について																							
第10号議案	令和4年度生産緑地追加指定申出地区の農地等への該当について																							
第11号議案	農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査について																							
第12号議案	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について																							
議 題	2 報告事項																							
	第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について																						
	第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について																						
	第3号	特定農地の貸付けの変更について																						
	第4号	農業経営改善計画の認定について																						
	第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明申請（令和4年度第22回総会議案）に対する一部取下げについて																						

	第 6 号	農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について
	3	その他
		人・農地プランについて よこはま農委だより写真コンテスト投票について
審議結果	第 1 号議案	
	3 号	保留
	4 号	許可
	第 2 号議案	
	1 号	許可相当
	第 3 号議案	
	2 号	許可相当
	3 号	許可相当
	第 4 号議案	
	2 号	承認
	3 号	承認
	第 5 号議案	
	1 号	承認
	2 号	承認
	3 号	承認
	4 号	承認
	5 号	承認
	第 6 号議案	
	4 号	承認
	5 号	承認
	6 号	承認
	7 号	承認
	8 号	承認
	9 号	承認
	第 7 号議案	
	藤 13-01	承認
	保 13-04	承認
	第 8 号議案	
	3 号	承認
	4 号	承認
	第 9 号議案	
	3 号	承認
	4 号	承認

	<p>第 10 号議案</p> <p>2001 承認</p> <p>2007 承認</p> <p>2004 承認</p> <p>2005-1 承認</p> <p>2005-2</p> <p>2009 承認</p> <p>2008 承認</p> <p>2003 承認</p> <p>2006 承認</p> <p>第 11 号議案</p> <p>承認</p> <p>第 12 号議案</p> <p>承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後 2 時 00 分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第 23 回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 25 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 23 回総会を開会いたします。議事録署名人は、横山重雄委員と福本清委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第 1 号議案第 3 号を朗読></p> <p>今回の審議に先立って申請者から契約条件が整わなかった為、取り下げをしたい旨の申出がありました。今回の審議において取下げ申請は間に合わないため、保留とさせていただき、次回の総会において取下げの報告をさせていただきたいと思えます。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 1 号議案第 3 号について、保留とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第 1 号議案第 3 号については、保留と決定します。</p>
議長	<p>次に第 1 号議案第 4 号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第 1 号議案第 4 号を朗読></p>

野渡委員	上飯田団地入口交差点から南西へ約 150mの農用地 1 筆です。就労継続支援B型事業所を運営する法人へ寄付するものです。事業所の利用者が果樹の栽培を行います。肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 1 号議案第 4 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案第 4 号については、許可と決定します。
議長	次に第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 2 号議案第 1 号を朗読> 立地基準については、第 3 種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資証明にて資力があることを確認しています。関連する他法令について、令和 4 年 5 月 2 日開発行為許可申請を受付済となっております。御審議をお願いします。
安西八幸委員	県立横浜緑園高等学校から北に約 300mの調整白地 1 筆です。申請者が小規模多機能型居宅介護事業所を整備し運営事業者に賃貸するものです。借受予定事業者は横浜市内を中心に福祉施設の運営を行っており、横浜市が行っている介護事業所整備促進を目的としたマッチング事業に選定されたことから、今回の申請に至りました。申請地の東側及び南西側は宅地、南側及び北西側は畑、北側は道路です。
議長	周囲は、出入口を除き既設及び新設のコンクリートブロック及びフェンスで囲います。場内は建物及び緑地部分を除き、アスファルト等で舗装します、雨水は新設する浸透施設等にて処理します。周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 2 号議案第 1 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 2 号議案第 1 号については、許可相当と決定します。
議長	次に第 3 号議案「農地法第 5 条の規定の基づく許可申請に対する意思決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 3 号議案第 2 号を朗読> 立地基準については、第 3 種農地に該当します。 申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資証明及び預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。
青木委員	議案の詳細については金子推進委員から説明します。
金子推進委員	県立横浜ひなたやま支援学校から北東へ約 350mの調整白地 1 筆です。譲受人が申請地を購入し、資材置場を整備する計画です。譲受人は泉区新

橋町に資材置場を借りていますが、地権者の都合により面積が縮小されたため、同じエリアで以前借りていた面積と同程度の広さの場所を探していました。申請地を転用後は現在の置場は立ち退く予定です。申請地の東側は宅地及び道路、西側及び北側は雑種地、南側は道路です。周囲は出入口を除き、既設及び新設の鋼板等で囲みます。場内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第2号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第2号については、許可相当と決定します。

議長
事務局

次に第3号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第3号議案第3号を朗読>

立地基準については、第2種農地に該当します。

申請者の資力信用については農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。関連する他法令として、水路の通行及び仮設物設置については泉土木事務所と協議し、令和4年6月下旬に占用申請を行う予定です。同じく、飯田高倉水利組合と協議し了解を得ています。河川管理道路の通行については藤沢土木事務所と協議し了解を得ています。

野渡委員

相鉄いずみ野線ゆめが丘駅から西へ約550mの調整白地2筆です。譲受人が鉄塔の部材取替工事及び塗装工事を行うための仮設作業場を設置する一時転用です。工事完了後は農地に復元します。鉄塔の周囲が農地となっているため、やむを得ず申請地を転用するものです。申請地の北側は畑、東側は田、南側は水路及び道路、西側は水路及び河川管理道路、北東側は鉄塔用地です。周囲はガードフェンス等で囲い、南側道水路沿いにゲートを設けます。場内はポリプロピレンシート及び鋼製マットを敷設し、その他農地部分は現状のまま使用します。雨水は自然浸透で処理する計画です。周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。

安西健一委員
事務局

工事車両が出入りすることになるが農地への影響はないのか。

工事エリアにはシートを敷設し、一時転用ですので、工事完了後には農地へ復元することになっております。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第3号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第3号については、許可相当と決定します。

議長

次に第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 青木委員 相澤推進委員	<p><第4号議案第2号を朗読></p> <p>議案の詳細については相澤推進委員から説明します。</p> <p>新橋小学校から北へ約450mの調整白地9筆です。昭和43年ごろから資材置場として賃貸し、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第4号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第4号議案第2号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 北村委員	<p>次に第4号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第4号議案第3号を朗読></p> <p>東俣野中央公園から東側へ約300mの農振白地1筆です。40年前くらいから駐車場として利用し、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第4号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第4号議案第3号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局より説明をお願いします。</p> <p><第5号議案第1号を朗読></p>
安西健一委員	<p>こちらは前回保留とさせていただいた案件です。適用範囲調整の結果、申請農地の一部を取下げしております。</p> <p>泉が丘中学校から北に約300mの調整白地1筆です。栗及び露地野菜を栽培。肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第1号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に第5号議案第2号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第5号議案第1号を朗読></p>
安西健一委員	<p>こちら前回保留とさせていただいた案件です。適用範囲調整の結果、申請農地の一部を取下げしております。</p> <p>泉が丘中学校から北西に約330mの調整白地8筆1団地ほか2筆2団地です。栗などの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>

議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第2号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に第5号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第5号議案第3号を朗読>
高橋孝至委員	議案の詳細については田中推進委員から説明します。
田中推進委員	舞岡小学校から東に約400mの農用地11筆1団地ほか5筆2団地です。露地及び施設野菜を栽培しており肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第3号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に第5号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第5号議案第4号を朗読>
野渡委員	市営地下鉄下飯田駅から南西に約600mの調整白地3筆1団地ほか2筆2団地です。水稻及び露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第4号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に第5号議案第5号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第5号議案第5号を朗読>
白居委員	議案の詳細については根本推進委員から説明します。
根本推進委員	吉原小学校から北へ約120mの生産緑地2筆です。露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第5号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行って

事務局 北村委員	<p>いる旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第6号議案第4号を朗読></p>
議長	<p>東俣野中央公園から東側へ約350mの農振白地2筆です。露地野菜中心に栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
委員	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
議長	<p>第6号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
事務局 青木委員	<p><第6号議案第5号を朗読> 議案の詳細については金子推進委員から説明します。</p>
金子推進委員	<p>県立横浜ひなたやま支援学校から北へ約350mの調整白地1筆1団地ほか7筆4団地です。果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員	<p>第6号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(総員挙手)</p>
事務局 青木委員	<p><第6号議案第6号を朗読> 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。</p>
相澤推進委員	<p>原小学校から北へ約300mの生産緑地11筆1団地です。ジャガイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員	<p>第6号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(総員挙手)</p>
事務局 鈴木委員	<p><第6号議案第7号を朗読> 戸塚公園から南へ約200mの生産緑地32筆です。露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員	<p>第6号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(総員挙手)</p>
事務局 鈴木委員	<p><第6号議案第8号を朗読> 戸塚公園から南へ約200mの生産緑地8筆です。露地野菜を中心に栽培</p>

	<p>しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第6号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第6号議案第8号については、承認と決定します。</p>
事務局	<p><第6号議案第9号を朗読></p>
高橋功委員	<p>上瀬谷小学校から南へ約150mの農用地2筆1団地ほか18筆9団地です。水稻及び露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第6号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第6号議案第9号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第7号議案藤13-01を朗読></p>
野渡委員	<p>相鉄いずみ野線ゆめが丘から西に約350mの調整白地6筆です。植木畑として利用しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第7号議案藤13-01について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第7号議案藤13-01については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に第7号議案保13-04について審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><第7号議案保13-04を朗読></p>
高橋功委員	<p>議案の詳細については金子推進委員から説明します。</p>
金子推進委員	<p>原中学校から南西に約500mの調整白地6筆1団地ほか6筆2団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第7号議案保13-04について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第7号議案保13-04については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に第8号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局</p>

	から説明をお願いします。
事務局 高橋功委員	<p><第8号議案第3号を朗読></p> <p>上瀬谷小学校東側交差点から北東に約300mの農用地2筆です。排水改善のため、最大2.0mの土の入換えるものです。工期は令和4年5月26日から令和4年11月30日の予定です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第8号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案第3号については、承認と決定します。
議長 事務局 高橋功委員	<p>次に第8号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第8号議案第4号を朗読></p> <p>上瀬谷球場から北東に約300mの農用地2筆です。田畑転換のため最大1.25mの盛土を行うものです。工期は令和4年5月26日から令和4年9月30日の予定です。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第8号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案第4号については、承認と決定します。
議長 事務局 森委員	<p>次に第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第9号議案第3号を朗読></p> <p>主たる従事者の死亡です。葛野小学校から北に約250mの生産緑地1筆です。主たる従事者は、令和3年10月に疾病のため入院し、その後体調が戻らず令和4年1月に死亡しました。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第9号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案第3号については、承認と決定します。
議長 事務局 高橋功委員 金子推進委員	<p>次に第9号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第9号議案第4号を朗読></p> <p>議案の詳細については金子推進委員から説明します。</p> <p>原中学校から西に約300mの生産緑地3筆です。主たる従事者の死亡です。亡くなる半年前までは作業に従事しており、作業ができなくなっからは姪に指示を出していました。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第9号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手</p>

	をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第9号議案第4号については、承認と決定します。
議長	次に第10号議案「令和4年度生産緑地追加指定申出地区の農地等への該当について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	生産緑地の追加指定にあたり、横浜市から農業委員会に農地性について、照会されているものです。個々の案件については、南部農政事務所農政推進担当から説明します。
南部農政事務所	<第10号議案第2001号を説明>
白居委員	下永谷池田公園から北西へ約80mの2筆2団地です。既存の生産緑地の一体化、整形化するものです。苗木、果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案第2001号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第10号議案第2001号については、承認と決定します。
南部農政事務所	<第10号議案第2007号を説明>
福本委員	釜利谷赤坂公園から西へ約260mの1筆です。緑地機能を補完するものです。果樹及びサツマイモなど露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案第2007号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第10号議案第2007号については、承認と決定します。
議長	ここで、議事参与の制限により、高橋孝至委員はいったん退室をお願いします。
	(高橋孝至委員 退室)
南部農政事務所	<第10号議案第2004号を説明>
安西八幸委員	議案の詳細については田中推進委員から説明します。
田中推進委員	秋葉中学校から東へ約120mの1筆です。既存の生産緑地の一体化、整形化を図るものです。果樹の作付け準備中です。肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案第2004号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第 10 号議案第 2004 号については、承認と決定します。
議長	高橋孝至委員の入室をお願いします。 (高橋孝至委員 入室)
南部農政事務所 矢島委員	<第 10 号議案第 2005-1、2005-2 号を説明> 長尾台公園から約 180m の 11 筆 4 団地です。全市における第 7 回線引き見直し、及び緑地機能を補完するものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 10 号議案第 2005-1、2005-2 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 10 号議案第 2005-1、2005-2 号については、承認と決定します。
南部農政事務所 野渡委員 遠藤推進委員	<第 10 号議案第 2009 号を説明> 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。 いちょう小学校から北東へ約 90m の 4 筆 1 団地です。全市における第 7 回線引き見直しによるものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 10 号議案第 2009 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 10 号議案第 2009 号については、承認と決定します。
南部農政事務所 高橋功委員	<第 10 号議案第 2008 号を説明> 中屋敷中央公園から南に約 240m の 2 筆です。緑地機能を補完するものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 10 号議案第 2008 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 10 号議案第 2008 号については、承認と決定します。
南部農政事務所 青木委員	<第 10 号議案第 2003 号を説明> 橋戸原第二公園から西へ約 120m の 1 筆です。既存の生産緑地の一体化、整形化するものです。果樹を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。

	<p>第 10 号議案第 2003 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 10 号議案第 2003 号については、承認と決定します。
議長	<p>ここで、議事参与の制限により、金子推進委員はいったん退室をお願いします。</p>
	(金子推進委員 退室)
南部農政事務所	< 第 10 号議案第 2006 号を説明 >
青木委員	二ツ橋高等特別支援学校から南西に約 160m の 4 筆 2 団地です。既存の生産緑地の一体化、整形化を図るものです。露地野菜を栽培しており、肥培管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 10 号議案第 2006 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 10 号議案第 2006 号については、承認と決定します。
議長	金子推進委員の入室をお願いします。
	(金子推進委員 入室)
議長	次に第 11 号議案「農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農地利用状況調査の実施要領及び意向調査手続き規定に基づき、農地利用状況調査を実施します。なお、利用状況調査の実施方法について、例年は、農振農用地区域は、事務局及び市職員で全筆調査後、違反転用地や荒廃農地など課題のある土地について、担当委員に確認をお願いしております。農振農用地区域以外の農地については担当委員に確認をお願いします。
議長	この件について、御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第 11 号議案「農地法第 30 条の規定に基づく農地利用状況調査について」について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 11 号議案については、承認と決定します。
議長	次に第 12 号議案「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を説明。この内容でよろしいか、御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 12 号議案「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

	<p>について」について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第 12 号議案については、承認と決定します。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 <報告事項第 1 号から第 6 号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。 <人・農地プランについて説明> <よこはま農委だより写真コンテスト投票について説明> <その他情報提供・事務連絡を行う></p>
<p>議長</p>	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、御意見・御質問はありますか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第 23 回総会を閉会といたします。</p>
	<p>(閉会 午後 4 時 40 分)</p>

令和4年5月25日開催 第23回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅則		出席	
7	安西 八幸		出席	
8	高橋 孝至		出席	
9	横山 重雄		出席	議事録署名人
10	福本 清		出席	議事録署名人
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司光	連合会理事	出席	
14	安西 健一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】※最適化推進委員はコロナ対応のため皆欠席。

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克己		出席	
2	金子 秀喜		出席	
3	小宮 藤正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和正		出席	
9	門倉 和美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠次		出席	
11	高田 芳明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員、澤事務職員